労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

新旧対照条文

目

次

37 34 27 24 21

. . 12 1

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第一条関係)

特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日間の第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派四の第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派のとができない。	の各号のいずれかに該当する業務について、労働者に対している。	改正案
第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受終過しない者	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。  三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号にして行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項及び第三項並びに関四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。第四十条の二第一項第一号において単位では、第二十三条第二項及び第三項を引き、第二十三条第二項及び第三項を引き、第二十三条第二項及び第三項を引き、第二十二十三条第二項及び第三項を引き、第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十二十三条第二十三条第	現

から起算して五年を経過しない者

り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定 するものと認められる者を含む。 称を有する者であるかを問わず、 役又はこれらに準ずる者をいい、 る者に該当することとなったことによる場合に限る。 二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じら する者に該当することとなつたことによる場合に限る。 消された者が法人である場合 ないもの あつた者で た当時現に当該法人の役員 れた者が法人である場合(当該法人が第一号又は第二号に規定す 当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生し 取締役、 第十四条第 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過し 項の規定により一般労働者派遣事業の許可 (業務を執行する社員) (同項第一 相談役、 以下この条において同じ。 法人に対し業務を執行する社員 号の規定により許可を取 顧問その他いかなる名 取締役、 において 又は第 で取り 執行

定労働者派遣事業の廃止の届出をした者

(当該事業の廃止につい

をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定によ

般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特

五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分

の命令の処分に係る行政手続法

し又は第二十一条第

一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止

般労働者派遣事業の許可

の取消

(平成五年法律第八十八号)

第十

第十四条第

項の規定による一

五年を経過しないもの て相当の理由がある者を除く。 当該届出の日から起算して

者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派 から起算して五年を経過しないもの の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、 通知の目前六十日以内に当該法人 遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、 前号に規定する期間内に第十三条第一 (当該事業の廃止につい 項の規定による 当該届出の日 般労働 同号の て相当

に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。 又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 (以下)

の条において「暴力団員等」という。

九 ・ 十 (略)

暴力団員等がその事業活動を支配する者

暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務の補助者と

して使用するおそれのある者

(許可の有効期間等)

第十条 (略)

 $\frac{2}{4}$ 

(略)

5 除く。)及び第七条第二項の規定は、 第五条第二項から第四項まで、第六条 (第四号から第七号までを 5 第二項に規定する許可の有効

期間の更新について準用する。

五・六

(略)

(許可の有効期間等)

 $\begin{array}{c} 2 \\ \varsigma \\ 4 \end{array}$ (略) 第十条

(略)

いて準用する。 七条第二項の規定は、 第五条第二項から第四項まで、第六条(第四号を除く。)及び第 第二項に規定する許可の有効期間の更新につ

(許可の取消し等)

第十四条 に該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。 第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれか

二 三 (略)

当しているとき。

2 (略

(事業廃止命令等)

第一

時同条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定 との特定労働者派遣事業。 所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ご 労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業 号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するときは当該特定 一十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号 以下この項において同じ。)の開始の当 ( 第 四

2 (略)

労働者派遣事業の廃止を、

命ずることができる。

(事業報告等)

第一 一十三条 (略)

2 • 3 (略)

派遣元事業主は 厚生労働省令で定めるところにより、 労働者派

(許可の取消し等)

第十四条 に該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれ

第六条各号(第四号を除く。 のいずれかに該当しているとき

二 三

(略)

2 (略)

(事業廃止命令等)

第二十一条 号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業 の廃止を、 当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号 ( 第 四

派遣事業。 労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者 以下この項において同じ。)の開始の当時同条第四号に

該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、 命ずることがで

2 (略)

きる。

(事業報告等)

第二十三条 (略)

2 • (略)

省令で定めるところにより算定した割合、 者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働 平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働 遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、 らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関 派遣の役務の提供を受けた者の数、 し情報の提供を行わなければならない。 他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知 労働者派遣に関する料金の額の 教育訓練に関する事項そ 労働者

(契約の内容等)

第 項において同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところによ ともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければ 遣をすることを約する契約をいう。 一十六条 当該労働者派遣契約の締結に際し、 労働者派遣契約 (当事者の一方が相手方に対し労働者派 以下この章及び第四十九条第二 次に掲げる事項を定めると 労働者の人数を定めなければならない。

(略)

ならない。

労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつて 当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その

他の当該紹介予定派遣に関する事項

(略)

2 6 (略)

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、 労働者派遣契約

(契約の内容等)

第二十六条 労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際 遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、 次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派 厚生

(略)

九 は、 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつて 当該紹介予定派遣に関する事項

十 略)

2 6 (略)

7 労働者派遣 (紹介予定派遣を除く。 )の役務の提供を受けようと

限りでない。

限りでない。

「はならない。ただし、当該労働者派遣契約の当事者が合意したときは、このがはならない。ただし、当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものであるとき又は当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が当あるとき又は当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が当ることにつき当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣に係る派遣の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣

又は性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。 うとする者は、派遣労働者の特定について、当該派遣労働者の年齢 が項ただし書の場合において、労働者派遣の役務の提供を受けよ

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条においてある者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条においてある者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条においてある者として関目を定めて雇用しようとする労働者(相当期第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又

を確保するとともに、

として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会

これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提

できるように就業の機会を確保し、

又は派遣労働者以外の労働者

期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることが

をしないように努めなければならない。づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為する者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基

## 供すること。

紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。 つては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又はを受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあ 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可

ための措置を講ずること。 その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するた期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練に期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練

# (派遣労働者の職務の内容等を勘案した賃金の決定)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、その雇用する派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力業務と同種の業務に係る一般の賃金水準その他の事情を考慮しつつ

# (派遣労働者等の福祉の増進)

必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよいでいて、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会及び教育雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者第三十条の三 前二条に規定するもののほか、派遣元事業主は、その

# (派遣労働者等の福祉の増進)

第三十六条   派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ	第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ
(派遣元責任者)	(派遣元責任者)
	知しなければならない。
	掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通
	2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に
<u> </u>	三・四 (略)
	労働者であるか否かの別
	二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する
一 (略)	当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
ばならない。	ばならない。
令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ	令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ
第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省	第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省
(派遣先への通知)	(派遣先への通知)
	令で定める事項を説明しなければならない。
	見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省
	を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の
	る労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者
	第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとす
	(待遇に関する事項等の説明)
	うに努めなければならない。

責任者を選任しなければならない。第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元せるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から

**一**~六 (略)

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を 第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の前日 使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日 使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日以降継続 第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を 望するものに対し、労働契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 に対し、 遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において ごとの同一の業務 雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、 日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同 について、 当該同一の業務に労働者を従事させるため、 の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めないで 労働契約の申込みをしなければならない。 派遣元事業主から三年を超える期間継続して同 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所 (第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。 当該三年が経過した ただし、 一の派遣労働者 この限りでな 当該同 一の派

責任者を選任しなければならない。第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元せるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から

一~六 (略)

望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。 受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば 第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続 第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続 望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 に対し、 遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において 日以後労働者を雇い入れようとするときは、 ごとの同一の業務(第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。 当該同 について、 雇用契約の申込みをしなければならない。 一の業務に労働者を従事させるため、 派遣元事業主から三年を超える期間継続して同 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場 当該同 当該三年が経過した の派遣労働者 一の派 所

#### (公表等)

第四十九条の二 派遣就業若しくは行為が行われることを防止するために必要な措置 項の規定に違反する行為を是正するために必要な措置若しくは当該 供を受ける者に対し、 違反するおそれがあると認めるときは、 者が、第四条第三項、第二十四条の二、第二十六条第八項、第四十 る労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。 をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定によ 十条の二第一項の規定に違反する派遣就業若しくは第二十六条第八 よる指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に ているとき又はこれらの規定に違反して第四十八条第一 条の二第一項、 厚生労働大臣は 第四十条の四若しくは第四十条の五の規定に違反し 第四条第三項、 労働者派遣の役務の提供を受ける 第二十四条の二若しくは第四 当該労働者派遣の役務の提 項 の規定に

厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が次の各号 2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者に当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役者に対ける労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が次の各号 2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が次の各号 2

#### (公表等)

第四十九条の二 申込みをすべきことを勧告することができる。 派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこ と又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約 規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該 しており、 第四十条の二第 した場合において、 している者に対し、 第四十条の二第一 第四条第三項、 又は違反するおそれがあると認めるときは、 厚生労働大臣は、 項、 項、 第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項 第四十八条第 その者がなお第四条第1 第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反 第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反 第四条第 項の規定による指導又は助言を 三項 三項 第 十四四 十四条の二、 当該者に対 条 か 二  $\mathcal{O}$ 

に対し、 かかわらず により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにも ている場合において、 務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望し 労働者派遣の役務の提供を受けており、 厚生労働大臣は、 当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる 当該派遣先がこれに従わなかつたときは 派遣先が第四十条の二第 当該派遣先に対し かつ、 第四十八条第 当該労働者派遣の役 項の規定に違反して 項 %派遣先 の規定

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 第六十一条 3 四 · 五 金に処する。 三 第三十四条、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三 置をとるべきことを勧告することができる。 派遣就業に係るものに比べて低下させることのないように適切な措 一・二 (略) 法律の規定の遵守の状況その他の事情を勘案して第四十条の二第 十六条、第三十七条、第四十一条又は第四十二条の規定に違反し の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けたとき。 務に従事させ、 派遣に係る派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業 (略) 当該労働者派遣に係る契約の内容及び業務の処理の実情、この 項の規定に違反するおそれがあると認めるとき。 第四条第三項の規定に違反してその指揮命令の下に当該労働者 (略) 又は第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項 3 匹• 三第三十四条、 金に処する。 一・二 (略) 、第三十七条、 (略) 五. 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 略 第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者 第三十五条、第三十五条の二第一項、第三十六条

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第二条関係)

三 (略)	基づく命令若しくは処分に違反したとき。	の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に	二 この法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節	一 (略)	に該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。	第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれか 第	(許可の取消し等)	\	2・3 (略) 2	められる業務として政令で定める業務	という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認	項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」	して行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項、第四項及び第五	掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業と	三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に	一・二 (略)	者派遣事業を行つてはならない。	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働 第	改 正 案	
三 (略)	0	規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき	二 この法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の	一 (略)	に該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。	第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれか	(許可の取消し等)		2・3 (略)	る業務として政令で定める業務	。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められ	び第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という	して行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項から第四項まで及	掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業と	三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に	一•二 (略)	者派遣事業を行つてはならない。	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働	現行	

第 2 2 3 らない。 当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該 ごとの特定労働者派遣事業。 業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、 兀 特定労働者派遣事業の廃止を、 定労働者派遣事業の廃止を、 **号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するとき又は第四十** 定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければな 二条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特 一十一条 厚生労働大臣は、 十三条 /条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、 (事業廃止命令等) (事業報告等) なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき 派遣元事業主は (略) (略) 略 第四 [十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、 (略) 厚生労働省令で定めるところにより、 以下この項において同じ。 当該特定労働者派遣事業(二以上の事 特定派遣元事業主が第六条各号(第四 命ずることができる。 なお第二十 各事業所 の開始の 次条に規 第二十一条 2 第二十三条 2 2 との特定労働者派遣事業。 労働者派遣事業の廃止を、 号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するときは当該特定 労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。 時同条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定 所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、 (事業廃止命令等) (事業報告等) (略) (略) (略) 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号 (略) 当該特定労働者派遣事業(二以上の事業 以下この項において同じ。 各事業所ご の開始の当

4 5

略

(派遣 元事業主の 関係派遣先に対する労働者派遣の制限)

主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者 に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業 一十三条の二 派遣元事業主は、 当該派遣元事業主の経営を実質的 (以下この

条において「関係派遣先」という。)に労働者派遣をするときは、

関係派遣先への派遣割合 (一の事業年度における当該派遣元事業主

係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。)に係る総労働時間を、 が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業 (労働者派遣に

当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る 総労働時 間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところに

ればならない。

より算定した割合をいう。

が百分の八十以下となるようにしなけ

(契約の内容等)

遣をすることを約する契約をいう。 一十六条 労働者派遣契約 (当事者の一方が相手方に対し労働者派 以下この章及び第四十九条第二

項において同じ。)の当事者は、 ともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければ 当該労働者派遣契約の締結に際し、 厚生労働省令で定めるところによ 次に掲げる事項を定めると

(略)

(略

ならない。

3 • 4

略

(契約の内容等)

第二十六条 り、 遣をすることを約する契約をいう。以下この章及び第四十九条第二 ならない。 ともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければ 項において同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところによ 当該労働者派遣契約の締結に際し、 労働者派遣契約 (当事者の一方が相手方に対し労働者派 次に掲げる事項を定めると

び所在地その他派遣就業の場所 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及

2 { 8 三 ~ 十 (略) (略)

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 働者派遣を行つてはならない。 理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定め 項において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管 る業務以外の業務については、 々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。 派遣元事業主は、 その雇用する日雇労働者について労 労働者派遣により日雇労働者 以下この 日

2 るときは、 厚生労働大臣は あらかじめ、 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとす 労働政策審議会の意見を聴かなければなら

(離職した労働者について の労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 おいて、 遣を行つてはならない。 十条の六第一項の規定に抵触することとなるときは、 派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四 派遣元事業主は、 労働者派遣をしようとする場合に 当該労働者派

> 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及 就業」という。 び 所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業 の場所 以下

「派遣

三~十 (略)

2 { 8

(略)

# (派遣元責任者)

第三十六条 第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元 責任者を選任しなければならない。 せるため、 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ 厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から

及び次条に定める事項に関すること。 第三十二条、第三十四条、 第三十五条、 第三十五条の二第二項

(略)

二~六

币 (離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁

第四十条の六 職した者であるときは、 場合において、 日までの間は、 派遣先は 当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離 当該派遣労働者 当該離職の日から起算して一 労働者派遣の役務の提供を受けようとする (雇用の機会の確保が特に困難であ 年を経過する

触することとなるときは、 ようとする派遣元事業主に通知しなければならない。 派遣先は、 当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵 第三十五条第 速やかに、 一項の規定による通知を受けた場合にお その旨を当該労働者派遣をし

けてはならない。

労働省令で定める者を除く。

その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生

に係る労働者派遣の役務の提供を受

# (派遣元責任者)

第三十六条 第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元 せるため、厚生労働省令で定めるところにより、 責任者を選任しなければならない。 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行 第六条第一号から

一第三十二条、 定める事項に関すること。 第三十四条、 第三十五条、 前条第二項及び次条に

二~六 (略)

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 (略

2 \ \ 4

四項の規定による第百十八条、 あるのは 四条の規定」と、同法第百一条第一項、 する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をいう 派遣法第四十四条第一 かせたとき」とあるのは する派遣就業にあつては、 する法律 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関 条の二第二項中 いて発する命令」とあるのは 十四条の規定により適用される場合を含む。 る派遣元の事業の事業場) 項、 以下同じ。)が就かせたときを含む。)」と、同法第九十九条第 前各項の規定による労働基準法の特例については、 「この法律違反の罪」とあるのは「この法律 第百五条の二、 第三項及び第四項、 「この法律」とあるのは 。 以 下 「使用者 と 同法第百四条第一項中「この法律又はこの法律に基 「労働者派遣法」という。)第二十三条の二に規定 「当該事業場」とあるのは (派遣先の使用者を含む。 第百六条第 項又は第一 ر کر 「就かせたとき(派遣先の使用者 第百条第一項及び第三項並びに第百四条 労働者派遣法第四十四条第三項に規定す 「この法律若しくはこの法律に基づい 第百十九条及び第百二十一条の罪を 「この法律及び労働者派遣法第四十 一項の規定により同条第一項に規定 同法第三十八条の三第一項中 項及び第百九条中 第百四条第二項、 「当該事業場 ) と、 の違反の罪 (労働者派遣法第四 同法第三十八 同法第百日 「使用者」 (労働者派 第百四条 (労働者 (同条第 二条 と 「就

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 (略)

5

を含む。 第一 う。 条中 する派遣元の事業の事業場) 基いて発する命令」とあるのは 第四項の規定による第百十八条、 四十四条の規定により適用される場合を含む。 とあるのは 条の二、第百五条の二、第百六条第一 十四条の規定」と、同法第百一条第一項、 条の二中 定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をい 者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規 就かせたとき」とあるのは 定する派遣就業にあつては、 する法律 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関 条の二第二項中 前各項の規定による労働基準法の特例については、 項、 以下同じ。)が就かせたときを含む。)」と、 「この法律違反の罪」とあるのは ) | |と、 第三項及び第四項、 「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四 (以下「労働者派遣法」という。) 第二十六条第一項に規 「使用者 「当該事業場」とあるのは 同法第百四条第 (派遣先の使用者を含む。 「就かせたとき(派遣先の使用者 ر ح 第百条第一項及び第三項並びに第百四 労働者派遣法第四十四条第三項に規定 「この法律若しくはこの法律に基づ 第百十九条及び第百二十一条の罪 一項中 同法第三十八条の三第一 項及び第百九条中 「この法律 「この法律又はこの法律に 第百四条第二項、 「当該事業場 ) 」 と、 0) (労働者派遣法第 同法第九十九条 違反の罪 同法第三十八 同法第百 「使用者 (労働者 第百四 (労働 (司

あるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定 項中「この法律」とあるのは 罰則の規定を含む。 働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)並び 同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」と 使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、 並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議 三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは の規定を含む。以下この項において同じ。)」と、 れる場合を含む。 に同条第三項の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る て発する命令の規定 )又は同条第三項の規定」と、同法第百六条第 (労働者派遣法第四十四条の規定により適用さ を適用する。 「この法律 (労働者派遣法第四十四条 「協定並びに第 (派遣先の 「協定 **(**労

6 (略

(指導及び助言等)

2 (略)

第四十八条

(略)

3 した場合におい 反した派遣元事業主に対し 必要な措置をとるべきことを指示することができる。 生労働大臣は 十三条の二の規定に違反したときは 当該派遣元事業主がなお第  $\pm$ 三条第 第 一項又は 項の規定による指導又は助言を 当該派遣元事業主に対 第 十三 一十三条第 一条の 一項又は が規定に

労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。 る罰則の規定を含む。)を適用する。 びに同条第三項の規定」として、これらの規定 とあるのは の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と 定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議 第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは 条の規定を含む。以下この項において同じ。)」と、 される場合を含む。)又は同条第三項の規定」と、 いて発する命令の規定(労働者派遣法第四十四条の規定により適用 同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」 項中「この法律」とあるのは「この法律 「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定 (労働者派遣法第四十四 (これらの規定に係 同法第百六条第 「協定並びに (派遣先 並 協

6 (略

(指導、助言及び勧告)

第四十八条 (略)

(略)

2

## (改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に 第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主に対し、派遣党を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができ営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができ営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができざを改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 2 (略)

#### (公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、 四条の二、 が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第 為を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業若しくは行為 に違反する派遣就業若しくは第二十六条第八項の規定に違反する行 労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、 ずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、 第一項の規定に違反しているとき又はこれらの規定に違反して第四 条の二第一項、 十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわら 第四条第三項、 第四十条の 第四十条の四 第二十四条の二、 第 項若しくは第四十条の六第 第四十条の五若しくは第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける 第二十六条第八項、 第四条第三項、 項の規定 第二十 第四十 当該

### (改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業にとができる。

#### 2 (略

第四十九条の二 項の規定に違反する行為を是正するために必要な措置若しくは当該 十条の一 者が、第四条第三項、 をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定によ 派遣就業若しくは行為が行われることを防止するために必要な措置 供を受ける者に対し、 違反するおそれがあると認めるときは、 よる指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に ているとき又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定に 条の二第一項、 (公表等) 二第 項の規定に違反する派遣就業若しくは第二十六条第八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける 第四十条の四若しくは第四十条の五の規定に違反し 第四条第三項、第二十四条の二若しくは第四 第二十四条の二、第二十六条第八項、 当該労働者派遣の役務の提 第四十

三〜五 (略)  三〜五 (略)
--

○労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(第三条関係)

第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者改 正 案	第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者現 行
行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険場行政庁は、厚生労働省で定めるところにより、保険場務組合、第三十五条第一項に規定する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定の事業主(以下「派遣先の事業主」という。) に対しおいて「労働者派遣法」という。) 第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条等に関する法律(昭和六十年法律)。 第四十八条第一項に規定する法律(昭和大学) 第四十八条第一項に規定する法律(昭和大学) 第四十八条第一項に規定する法律(昭和大学) 第三十五条第一項に規定する法律(日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日	行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、
系が成立してハる事業に吏用される労動者(第三十四条第一頁第一第四十七条(行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関	- 系が成立してハる事業こ吏用される労働者(第三十四条第一項第一第四十七条 - 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関
号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に係が成立している事業に使用される労働者(第三十四条第一項第一	号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に係が成立している事業に使用される労働者(第三十匹条第一項第一
は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律より当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)若しく	は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律より当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)若しく
給付の原因である事故を発生させた第三者(派遣先の事業主を除くの条において「報告等」という。)若しくは出頭を命じ、又は保険の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出(以下こ	給付の原因である事故を発生させた第三者(第五十三条において「の条において「報告等」という。)若しくは出頭を命じ、又は保険の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出(以下こ
ずることができる。 。第五十三条において「第三者」という。)に対して、報告等を命	第三者」という。)に対して、報告等を命ずることができる。

② · ③ (略)

した文書を提出した場合虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載を一の第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは一

は忌避した場合せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは、第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁を二

る団体及び派遣先の事業主以外の者(第三者を除く。)が次の各号 する団体第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定す 第五十三条

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 条第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該

# ②・③ (略)

該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とするする場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第五十一条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以

した文書を提出した場合虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載を一の第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは一

は忌避した場合 せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しく二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁を二

する団体以外の者(第三者を除く。)が次の各号のいずれかに該当第五十三条 事業主、労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定

罰金に処する。 のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の

ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは 件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 ず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物 忌避した場合 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせ 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせ

三 第四十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、虚 た場合 偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を せず、又は同条の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し

するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせ ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは ず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物 件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせ

忌避した場合

三 せず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、 偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を 第四十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、虚 若しくは忌避し

た場合

○労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(第四条関係)

給付の原因である事故を発生させた第三者(派遣先の事業主及び船	の条において「報告等」という。)若しくは出頭を命じ、又は保険	の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出(以下こ	は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律	より当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)若しく	号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に	係が成立している事業に使用される労働者(第三十四条第一項第一	第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関	頭を命ずることができる。	者に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出	する船員派遣(以下「船員派遣」という。)の役務の提供を受ける	職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第十一項に規定	する派遣先の事業主(以下「派遣先の事業主」という。)又は船員	一項において「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規定	の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第	体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件	を使用する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団	第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者	改正案
給付の原因である事故を発生させた第三者(派遣先の事業主を除く	の条において「報告等」という。)若しくは出頭を命じ、又は保険	の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出(以下こ	は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この法律	より当該事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)若しく	号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に	係が成立している事業に使用される労働者(第三十四条第一項第一	第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関			ることができる。	て、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ず	定する派遣先の事業主(以下「派遣先の事業主」という。)に対し	第一項において「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規	件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十八条	体又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条	を使用する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団	第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者	現

者」という。)に対して、報告等を命ずることができる。員派遣の役務の提供を受ける者を除く。第五十三条において「第三

物件を検査させることができる。 常四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第

② · ③ (略

おけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合には三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受 第

した文書を提出した場合虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載を一の第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは一

表者又は代理人、使用人その他の従業者も、

同様とする。

は忌避した場合 せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しく ・ 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁を

ることができる。 第五十三条において「第三者」という。)に対して、報告等を命ず

②·③ (略)

業者も、同様とする。 業者も、同様とする。 (保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従 場保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各 働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各 のときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労 第五十一条 事業主又は派遣先の事業主が次の各号のいずれかに該当

した文書を提出した場合虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載を一 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは

は忌避した場合 せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しく二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁を

第五十三条 の者(第三者を除く。 六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外 事業主、労働保険事務組合、 )が次の各号のいずれかに該当するときは、 第三十五条第一項に規定す 第五十三条

ず、若しくは虚偽の陳述をし、 ず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物 件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 忌避した場合 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせ 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせ 又は検査を拒み、妨げ、若しくは

せず、又は同条の規定による検査を拒み、 偽の報告をし、若しくは診療録、 第四十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、 帳簿書類その他の物件の提示を 妨げ、 若しくは忌避し 虚

た場合

のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の る団体及び派遣先の事業主以外の者 事業主、 労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定す (第三者を除く。 が次の各号

罰金に処する。

ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、 ず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物 件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 忌避した場合 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせ 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせ 妨げ、若しくは

三 た場合 偽の報告をし、 せず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、 第四十九条第一 若しくは診療録、 項の規定による命令に違反して報告をせず、 帳簿書類その他の物件の提示を 若しくは忌避し 虚

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(第五条関係)

第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四という。 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材 の	(業務等) (以下「センターの指定区域」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。 (以下「センターの指定区域」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。  「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。 三・四 (略) こ ために、職業紹介事業を行うこと。	改正案
五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項かとは同法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業法第二条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策は開送第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策を定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若している。	(以下「センターの指定区域」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。 (以下「センターの指定区域」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。 一 (略) 二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に にあい、無料の職業紹介事業を行うこと。 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 高年齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。 (業務等)	現

第四十二 当該許可 けた者」とあるのは は を提出した旨その 規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。 条の十から第三十二条の十三まで 十八条の四まで、 同法第三十二条の九第二項中 職業安定法第三十二 一条第二項の規定により届け出て 前項第二号」とする。 項、 同法第三十二条の四第二 一条第一 証」とあるのは 第三十一 第三十三条の六から第三十四条まで 一項の規定により届出書を提出した者は、 一条の八第 第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの 他厚生労働省令で定める事項を記載した書類 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四 一条の三第 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 項、 項中 「前項第二号又は第三号」とある 項中 第三十二条の九第 第三十二条の十五 許可 有料の職業紹介事業を行う者 第三十条第 証の交付を受けた者は、 第四十八条から第四 この場合において 項 項 当該届出書 第三十二条 の許可を受 第三十二

とあり、 定」とする は 場合において、 ら第四十八条の四まで、 ら第七項まで、 十七条までの規定並びに雇用対策法第 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規 並びに同条第五項及び第七項中 職業安定法第三十三条の二第 第三十三条の五から第三十四条まで、 第五十一条の二並びに第六十五条から第六 章 第 の規定を適用する。 三項中 項 規定」 「同項の 第四 とあるの 十八条か 規定」 この

事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による有料の職業紹介

5 (略)

事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介

(略)

5

6 のとし、 三号、 センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一 第五条第五項、 第十一条第三項及び第四項、 前項の規定による一 第 労働者派遣法の他の規定の適用については、 二章第二 第七条、 一節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないも 般労働者派遣事業に関しては、 第八条第一項及び第三項、 第十三条第一 三項、 第十四条第一項第 第九条、 般派遣元事業主 シルバー 労働者派遣法 第十条

に掲げる字句とする。

「掲げる字句とする。

「掲げる字句は、同表の下欄の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項

		の規定により特定労働	
	において	又は第二十一条第一項	
	ンター		
	、当該シルバー人材セ	、当該法人	
	じられた場合	れた場合	
	の規定により廃止を命	により許可を取り消さ	
	れた場合(同項第一号	合(同項第一号の規定	
	遣事業の廃止を命じら	れた者が法人である場	
	定により一般労働者派	事業の許可を取り消さ	
	が第十四条第一項の規	により一般労働者派遣	
	シルバー人材センター	第十四条第一項の規定	第六条第五号
		命令の日	
		られ、当該取消し又は	
		派遣事業の廃止を命じ	
		規定により特定労働者	
	命令の日	は第二十一条第一項の	
	廃止を命じられ、当該	許可を取り消され、又	
<i>55</i>	一般労働者派遣事業の	一般労働者派遣事業の	第六条第四号
	(略)	(略)	(略)
1			

派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字る許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定によ

句とする。

 セ	命号	う 派	規 1			該	の	
							第六条第四号	(略)
					該取消しの日	許可を取り消され、当	一般労働者派遣事業の	(略)
					廃止を命じられた日	廃止を命じられ、当該	一般労働者派遣事業の	(略)

	Fr.Fr.							<i>5</i> -5-										
	第六条第七号							第六条第六号										
遣事業の廃止の届出を 定による特定労働者派 届出又は第二十条の規	前号	遣事業の廃止の届出	届出又は第二十条の規	業の廃止の命令	よる特定労働者派遣事	十一条第一項の規定に	許可の取消し又は第二	一般労働者派遣事業の		当該法人の	取消し又は命令	合に限る。)において	となつたことによる場	する者に該当すること	一号又は第二号に規定	る場合(当該法人が第	じられた者が法人であ	者派遣事業の廃止を命
届出をした	が、前号		届出				廃止の命令	一般労働者派遣事業の	ターの	当該シルバー人材セン	命令							

7																						
(略)	(略)														項	第十四条第一	(略)					
	(略)													る	を取り消すことができ	、第五条第一項の許可	(略)	)	由がある法人を除く。	廃止について相当の理	当該法人(当該事業の	した者が法人である
	(略)	ができる	の廃止を、命ずること	該一般労働者派遣事業	かに該当するときは当	ら第七号までのいずれ	の当時第六条第四号か	おいて同じ。)の開始	遣事業。以下この項に	所ごとの一般労働者派	合にあつては、各事業	働者派遣事業を行う場	事業所を設けて一般労	者派遣事業(二以上の	廃止を、当該一般労働	一般労働者派遣事業の	(略)	あるものを除く。)	について相当の理由が	ター(当該事業の廃止	当該シルバー人材セン	
7 (略)	(略)														項	第十四条第一	(略))					
	(略)													る	を取り消すことができ	、第五条第一項の許可	(略)					
	(略)		きる	止を、命ずることがで	般労働者派遣事業の廃	該当するときは当該一	の当時第六条第四号に	おいて同じ。)の開始	遣事業。以下この項に	所ごとの一般労働者派	合にあつては、各事業	働者派遣事業を行う場	事業所を設けて一般労	者派遣事業(二以上の	廃止を、当該一般労働	一般労働者派遣事業の	(略)					

#### (準用)

第四十五条 用する。 用する第四十二条第 同条第三項中 更があつたときは、 連合の指定区域の変更をしたとき」と、 同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の 四十三条の三までの規定は、 法第四十二条第五項\_ である高年齢退職者のみ」と、 である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員 したとき」 て準用する同法第四十二条第二項」 一項又は第四項の変更があつたときは、 -連合」 項中 )」とあるのは 条第一項の指定に係る区域 十二条第五項」とあるのは 「シルバ この場合において、 と 「第四十二条第一項」とあるのは とあるのは とあるのは 第四十一 第四十三条の二中 「第四十二条第二項」とあるのは 人材セン 当該変更後の地域)」と、第四十二条第一項中 条第三項から第五項まで及び第四十二条から第 一項」 「第四十四条第一 「所在地並びに当該指定に係る地域 「第四十四条第一 と、 シター」 同表第六条第五号の項及び第六条第七号 第四十一 シルバー人材センター連合について準 同条第六項の表第五条第二項の項中 第四十三条の三第 「この節」 (以下「センターの指定区域」 とあるの 「第四十五条におい ۲, 条第三項中 項の指定に係る区域 その変更後の区域)」と、 同条第五項中 「所在地並びに当該指定に 項の指定をしたとき並びに とあるのは は 「第四十五条において準 「シル 「第四十五条におい 一項中 「第一項の指定を て準用する同 「その構成員 「第六章第二 人材センタ 「第四十一 (当該変 (同条第 とい

#### (準用)

第四十五条 う。 更があつたときは、 用する。 第 条において準用する第四十二条第一項」と、 法第四十二条第五項」と、 である高年齢退職者のみ」と、 である高年齢退職者のみ」とあるのは 同条第三項中 係る地域」とあるのは 連合の指定区域の変更をしたとき」と、 同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四 したとき」とあるのは 四十三条の三までの規定は、 て準用する同法第四十二条第二項」と、 一項又は第四項の変更があつたときは、 「前条第一項の指定に係る区域 「第六章第 「第四十二条第五項」とあるのは )」とあるのは 号中 第四十一条第一 この場合において、 「第四十二条第一項」とあるのは 第四十一 節 「第四十二条第二項」とあるのは Ł, 当該変更後の地域) 項」とあるのは 条第三項から第五項まで及び第四十二条から第 「第四十四条第一項の指定に係る区域 「第四十二条第 「所在地並びに当該指定に係る地域 「第四十四条第一 第四十三条の二中 第四十一条第三項中 シルバー人材センター連合につ 同条第六項の表第五条第二項 以下 「第四十五条において準用する同 「第四十四条第一 一項 「その直接又は間接の構成員 「センターの指定区域」 と、 その変更後の区域)」と、 同条第五項中 項の指定をしたとき並びに 所在地並びに当該指定に 「第四十五条におい とあるのは 第四十三条の三第一 「この節」 第四十二条第一項中 「第四十五条におい 第一 項」 「その構成員 とあ 項の 「第四· と (同条第 (当該変 いるのは の項中 指定を とい 同項 十五 項 項

用する前条」と読み替えるものとする。

「中国、と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準に、の事」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二の年、の事」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第

条において準用する前条」と読み替えるものとする。「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)(附則第七条関係)

第四十九条の   同条第一   二第二項第二   三の法律	第四十八条第(略)	(略) (略)	句は、同表の下欄に掲げ	次の表の上欄に掲げる	派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。	第二十三条第一項に規定	第三十六条に規定する派遣元責任者と、	遣法の他の規定の適用に	八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、	第二節、第二十三条第四項、	建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、	第四十四条 第十五条第1	(労働者派遣法の規定の読替え適用等)	改
項各号			下欄に掲げる字句とする。	労働者派遣法の規定	定する派遣先とみな	定する派遣元事業主		ついては、	四条の規定は適用し	四項、第二十六条第一項、	会確保事業に関して	第十五条第二項に定めるもののほか、	の読替え適用等)	Œ
法(第六章(第四十四) この法律及び建設労働	(略)	(略)		次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字	す。この場合において、	第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者	送出事業主を労働者派遣法	雇用管理責任者を労働者派遣法	ないものとし、労働者派	八一項、第三十条、第四十	は、労働者派遣法第二章	ほか、送出事業主が行う		案
	第四十八条第	(略)	とする。	遣法の規定中同表の	遣先とみなす。	遣元事業主と、	任者と、送出事業主	は、雇用管理責任者	定は適用しない	第二節、第二十六条	建設業務労働者就業	第四十四条 第十五条	(労働者派遣法の規	
	(略)	(略)		表の中欄に掲げる字句は、	この場合において、次の	受入事業主を労働者派遣	業主を労働者派遣法第二	任者を労働者派遣法第三	ものとし、労働者派遣法	六条第一項、第四十八条	就業機会確保事業に関し	五条第二項に定めるもの	の規定の読替え適用等)	現
	(略)	(略)		6、同表の下欄に掲げる字句	場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派	事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する派	を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派	を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責	定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用について	第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規	機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章	第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う		行

(略)			号
(略)			
(略)	)	く。)の規定に限る。	条及び第四十五条を除
(略)			
(略)			
(略)			

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)(附則第八条関係)

(表略)	(表略)
	る字句とする。
句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ
次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字	する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労
派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、	する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定
第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者	遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定
第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法	ついては、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派
遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法	条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用に
八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派	条第一項、第三十条、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四
第二節、第二十三条第四項、第二十六条第一項、第三十条、第四十	第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六
建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章	建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章
第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う	第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う
(労働者派遣法の規定の読替え適用等)	(労働者派遣法の規定の読替え適用等)
現	改正案

○港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)(附則第九条関係)

						Á	<u> </u>	<u> </u>
第二十五条	(略)	下欄に掲げる字句とする。に掲げる労働者派遣法の記	規定する派遣元用については港	十四条の規定は四項、第二十六	`  係	派	第二十三条 巷弯派貴元(労働者派遣法の特例	
こ の 法 律	(略)	下欄に掲げる字句とする。に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二4	十四条の規定は適用しないものとし、匹項、第二十六条第三項、第三十条、		第四条第一項第	「派遣元事業主が」(の特例)	改
世 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	(略)	同表の中欄に掲	。この場合におを労働者派遣法			一号(同号に規行・済済が信託	丁う巷弯労動者	正案
二の法律(第四条第一 項第一号(同号に規定 する港湾運送の業務に 係る部分に限る。)、 係る部分に限る。)、 原及び第四項、次条第 三項、第三十条、第四		子句は、同表	次の表の上	労働者派遣法の他の規定の適第四十八条第二項並びに第五	第二十三条第三項及び第	労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業ーニジー・洋洋の最近事業ニスイ・洋洋学値等が最重要に関してい	巷弯派貴元事業主が守う巷弯労動者派貴事業こ関しては遺法の特例)	
第二十五条	(略)	規定中同表の由	みなす。この場合事業主を労働者派	いものとし、労士六条第三項、	務に係る部分に限	労働者派遣法	第二十三条 巷弯派(労働者派遣法の	
この法律	(略)	-欄に掲げる字句は、	②合において、次の表で派遣法第二十三条第	2働者派遣法の他の規第四十八条第二項及	限る。)、第二章第	\(\mathbb{G}\) 二角,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,	「派遣元事業主が行る」(仮特例)	現
この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に項、第二十三条第三項、第四項、次条第三項、第四十八条第二中三条第三十八条第二項、次条第三項、次条第三項、次条第三項、次条第三項、次条第三項、	(略)	。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする	みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と	いものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元十六条第三項、第匹十八条第二項及ひ第五十匹条の規定は適用しな	)、第二章第二節、第二十三条第三項、第二	労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業ーニジー洋洋が選号車第三次名・洋洋学庫寺が選手等に関してい	巷弯派貴元事業主が守う巷弯労動者派貴事業こ関しては遺法の特例)	行

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			除く。)の規定に限る		
			第四章(第二十三条を		
			。)及び港湾労働法(		号
			等に関する規定を除く		二第二項第二
			この法律(業務の範囲	この法律	第四十九条の
			は第三号		
			く。)、第二号若しく		
			の業務に係る部分を除		号
			号に規定する港湾運送		二第二項第一
			同条第一項第一号(同	同条第一項各号	第四十九条の
		一項			一項
(略)	(略)	第四十八条第	(略)	(略)	第四十八条第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一号から第四号まで	号まで		一号から第四号まで	号まで	
港湾労働法第十三条第	第六条第一号から第四	第三十六条	港湾労働法第十三条第	第六条第一号から第八	第三十六条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			除く。)		
<° →			る規定」という。)を		
規定」という。)を除			「業務の範囲等に関す		
業務の範囲等に関する			五十四条の規定(以下		

○港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)(附則第十条関係)

この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。	~	八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものと	五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十条、第四十	務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第	、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業	第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては 第	(労働者派遣法の特例)	(田)	ō (各)   jo	記載しなければならない。	就業をいう。以下同じ。)の日数その他労働者派遣に関する事項を	料金の額、派遣就業(労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣	該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する	4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当 4	2 · 3 (略)	第十二条 (略) 第	(港湾労働者派遣事業の許可)	改正案
に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄		十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適	四項、第二十六条第三項、第三十条、第四十八条第二項並びに第五	務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項及び第	、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業	第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては	(労働者派遣法の特例)		5 (各)	る事項を記載しなければならない。	する派遣就業をいう。以下同じ。)の日数その他労働者派遣に関す	料金の額、派遣就業(労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定	該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する	* 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当	3・3 (略)	第十二条 (略)	(港湾労働者派遣事業の許可)	現行

(略)	条まで	から第五十七	び第五十五条	第三十一条及	第二十八条、こ	(略)													第二十五条	(略)	
(略)					この法律	(略)													この法律	(略)	
(略)			° )	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲	(略)	いう。)を除く。)	囲等に関する規定」と	規定(以下「業務の範	項並びに第五十四条の	十八条第二項及び第三	三項、第三十条、第四	二十三条の二、次条第	項から第五項まで、第	前節、第二十三条第三	係る部分に限る。)、	する港湾運送の業務に	項第一号(同号に規定	この法律(第四条第一	(略)	

下欄
に
掏
掲げ
Ź
į.
子
句
<u>ا</u>
7
す
ろ
30

(略)	(略)	(略)
		五十七条まで
		十五条から第
		一項及び第五
° )		第四十九条第
等に関する規定を除く		第三十一条、
この法律(業務の範囲	この法律	第二十八条、
(鮥)	(鮥)	(略)
ら こ		
る規定」という。)を		
の範囲等に		
五十四条の規定(以下		
十八条第二項並びに第		
三項、第三十条、第四		
項及び第四項、次条第		
前節、第二十三条第三		
係る部分に限る。)、		
する港湾運送の業務に		
項第一号(同号に規定		
この法律(第四条第一	この法律	第二十五条
(略)	(略)	(略)
	句とする。	下欄に掲げる字句とする。

(略)		可項	第四十九条第	一項	第四十八条第
(略)	の二の規定を除く。)	第三項及び第二十三条	この法律(第二十三条		(略)
(略)	0	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲		(略)

(略)				
(略)				
	(略)		一項	第四十八条第
(略)	(略)			(略)
LL	(略)			(略)